

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日（※1）までに「契約保証金免除申請書」【別添1】を契約担当課へ提出してください。（※2）

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(1) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添2】参照

(2) 広島市税について滞納がないこと。

(3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添3】参照

※1 「契約を締結しようとする日」は、原則として、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）となります。詳しくは、入札公表等に記載の契約担当課にお問合せください。

※2 契約保証金免除申請の承認には、本公社による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本公社において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

一般財団法人広島市都市整備公社 理事長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

1 次のとおり、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）の契約履行実績を有すること。

契約の相手方	業務名	契約金額	契約方法 (いずれかに○を付けること。)	契約期間	履行期間 ※ 契約書に、履行期間の記載 がある場合に記入。	契約担当課名 ※ 本公社以外の課にあつ ては、課名及び電話番号。
		円	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
		円	長期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

注1 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去2年以内に2件以上あることを要すこと。

2 契約の相手方が本公社以外の場合又は契約方法が長期継続契約若しくは債務負担行為に係る契約の場合における契約履行実績については、当該契約に係る契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当課の確認を受けること。なお、これら以外の契約であっても、契約担当課から契約書の写しの添付を求められた場合は、これに応じなければならないこと。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当課から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。

3 国又は地方公共団体の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

2 広島市税について滞納がないこと。

3 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

注1 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。

2 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

※公社使用欄

提出者本人確認等済（提出者： 、公社確認者： ）

【委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）用】

契約保証金免除申請書（記入例）

記入例

落札決定後の日付で、作成日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人広島市都市整備公社 理事長

契約期間が複数年の場合は、長期継続契約又は債務負担行為に係る契約となります。本公司の長期継続契約について、契約書に長期継続契約である旨の記載があります。

所在地又は住所 〇〇市〇〇町〇〇一〇〇
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

契約書に記載がある場合に記入してください。本公司の契約においては、長期継続契約の契約書に履行期間の記載があります。

1 次のとおり、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）の契約履行実績を有すること。

契約の相手方	業務名	契約金額	契約方法 (いずれかに○を付けること。)	契約期間	履行期間 ※ 契約書に、履行期間の記載 がある場合に記入。	契約担当課名 ※ 本公司以外の課にあつ ては、課名及び電話番号。
広島市	〇〇〇〇〇業務	円 12,345,678	长期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自20年 2月25日 至24年 3月31日	自20年 4月 1日 至24年 3月31日	〇〇局〇〇課
〇〇市	〇〇〇〇〇業務	円 3,456,789	长期継続契約 債務負担行為に係る契約 その他の契約	自24年 6月 1日 至24年 9月28日	自 年 月 日 至 年 月 日	〇〇局〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

注1 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去

2年以内に2件以上あることを要すこと。

2 契約の相手方が本公司以外の場合又は契約方法が長期継続契約若しくは債務負担行為に係る契約の場合における契約履行実績については、当該契約に係る契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当課の確認を受けること。なお、これら以外の契約であっても、契約担当課から契約書の写しの添付を求められた場合は、これに応じなければならないこと。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当課から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。

3 国又は地方公共団体の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

2 広島市税について滞納がないこと。

3 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

注1 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。

2 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

※公社使用欄

提出者本人確認等済（提出者： ）、公社確認者： ）

契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、国又は地方公共団体（注1）と種類及び規模をほぼ同じくする（注2）契約履行実績を、2件以上必要とします。

1 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約

- ① 契約を締結した状態にあること。（契約締結日は属していないてもよい。）
 - ② 履行期間（※1）が12か月以上属していること。（契約書で定める履行期間の終期は属していないてもよい。）（※2）
- （※1）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）
 （※2）契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となつた場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規程第30条各号（3号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
 - ② 契約期間又は履行期間（※1）がすべて属していること。（※2）
- （※1）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）
 （※2）契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となつた場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規程第30条各号（3号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

(注1) 「国又は地方公共団体」について

国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業、地方独立行政法人及び広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）とします。

(注2) 「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条（資格の決定等）に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。）の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとします。ただし、消費税及び地方消費税の税率の引き上げを勘案するため、当分の間、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）が、契約保証金を免除しようとする契約に係る契約金額の100分の70以上でない契約であっても、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額（以下「税抜金額」という。）が契約保証金を免除しようとする契約に係る税抜金額の100分の70以上である契約は、当該契約を「規模をほぼ同じくする契約」とみなします。

契約方法による区分

			実績の対象とする契約		上記(2)の契約
			上記(1)の契約		
締結しようする契約	履行期間が12か月以上の長期継続契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は12か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。
			実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

2 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本公司において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市が指名停止措置等を行うことがあります。

契約履行実績の対象となる契約（例）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(例) 締結しようとする契約				契約の相手方を決定した日(2/28)	契約を締結しようとする日(3/5)	
契約履行実績の対象とする契約 長期継続契約 又は 債務負担行為に 係る契約			(3/5)	過去 2 年以内		
その他の契約						

契約保証金免除申請に係る納税証明書について

(委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。))

1 広島市税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第30条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書（発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。）（写しも可）を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。

広島市の納税証明書の交付請求について

区分	内 容
1 納税証明請求先	各区役所収納課又は出張所窓口（※1）
2 納税（納付・納入） 証明請求書の様式	「納税（納付・納入）証明請求書」を使用してください。 収納課又は出張所窓口に用意してあります。（※2）
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※1 広島市の納税証明書は、広島市役所財政局税務部でも請求できますが、納税証明請求書の様式が異なります（市税証明請求書）。

※2 納税証明請求書の様式は広島市のホームページのトップページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から、「事業者」→「入札・契約・諸手続・税金など」→「税金」→「市税についての証明・お問い合わせ」→「納税証明書等請求様式」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第30条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（以下「税務署の納税証明書」といいます。）（発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。）（写しも可）を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。（電子納税証明書は不可）

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

税務署の納税証明書の請求方法等については、

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>で参照できます。

3 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本公司において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市が指名停止措置等を行うことがあります。

（問合せ先）	入札・契約について 広島市の納税証明書について 税務署の納税証明書について	入札公表記載の契約担当課 広島市の各区役所収納課 広島市財政局税務部納税推進課 各税務署
--------	---	---